

## 両国駅北口地区地区計画区域内に係る手続について

(地区整備計画を定めない場合)

再開発等促進区を定める地区計画が定められている両国駅北口地区地区計画区域内で建築計画等を行う場合は、東京都と事前協議を行ってください。

東京都と事前協議により、地区整備計画を定めなくて、建築計画等を行うことになった場合は、地区計画の届出の前に、事前協議確認書の提出をお願いいたします。

### 《手続きの流れ》

事前協議 東京都（都市整備局都市づくり政策部 土地利用計画課）  
事前に電話等で必要書類等を確認してください。

#### 区へ事前協議確認書の提出

提出するもの 事前協議確認書・案内図 各1部  
提出の時期 地区計画の届出の前まで（同日可）  
提出先 墨田区（まちづくり調整課）  
提出方法 直接窓口・郵送・メール  
提出方法についてはご相談ください。

#### 区へ地区計画の届出

提出するもの及び提出の時期  
墨田区都市計画課で確認してください。  
提出先 墨田区（都市計画課）  
提出方法 直接窓口

#### 【問合せ先】

墨田区 都市整備部 立体化・まちづくり推進担当 まちづくり調整課  
電話：5608-1593